

令和8年（2026年）7月29日

各県議会議員 様

県議会災害等対策協議会会長 緒方 勇二

県議会災害等対策協議会の当面の基本方針について

本日開催した県議会災害等対策協議会において、当面の基本方針が下記のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

記

まずは、被災地における「人命救助」を最優先するとともに、当分の間、執行部職員が、被害の実態調査など災害対応に当たる時間を確保することを十分に認識し、行動することとする。

なお、具体的には、以下のとおりとする。

- 1 執行部に対する問い合わせ等は、執行部の業務に支障を来すことがないように、各議員が十分に配慮した上、議長（議会事務局経由の場合も含む）を通じて行う。

その後の具体的な対応等については、執行部と協議の上、事業担当課や各広域本部・地域振興局を窓口にすることができるものとする。

- 2 各議員が個人的に参加する地元等での活動を除き、原則として、各委員会及び各会派等による現地視察は控えることとし、真にやむを得ない場合は、当協議会長を通じて、議長に諮るものとする。

- 3 当協議会をはじめとする災害関連の会議等では、極力、既存資料を活用するなど、執行部職員に新たな負担が生じないように努める。

- 4 原則として、執行部から各議員へ被災状況等の情報は提供されないため、各議員は県のホームページの閲覧等に対応する。